

部会の設置について

1 設置目的

地区指定^{※1}及び個別指定^{※2}について、専門的な見地から御検討いただくため、京都市京町家の保全及び継承に関する条例（以下「条例」という。）第26条に基づき、京町家保全・継承審議会の部会として「指定部会（仮称）」（以下「部会」という。）を設置する。

※1 京町家が集積し、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な地域として市長が指定する地域（条例第16条第1項）

※2 趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な京町家として市長が指定する京町家（条例第17条第1項）

2 構成

(1) 委員定数
5名程度

(2) 部会の委員

京都市京町家の保全及び継承に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第9条に基づき、京町家保全・継承審議会委員のうちから会長が指名する。

(3) 部会長

規則第9条に基づき、会長が指名する。

3 設置時期

本日の京町家保全継承審議会において承認をいただいた後、速やかに設置する。

4 今後のスケジュール（予定）

平成30年度	4月	第3回審議会（本会議） ・ 条例に基づく指定基準（地区指定・個別指定）の検討 ・ 部会の設置
	5月～	部会の開催（1～2回／月，16回／年）